

地域経済活性化のため、町内に本社を有する施工業者を利用して行う工事に

最大20万円を補助！！ 4月1日(金)受付開始

令和4年度

扶桑町環境にやさしい住宅改善促進事業のご案内

問合・相談先
扶桑町役場 産業建設部 産業環境課
電話 93-1111 内線 272・273

「住宅改善」工事と「省エネルギー推進」及び「扶桑町補助事業推進」の工事に最大20万円(予算の範囲内で)を補助します。

※次に示す条件をすべて満たす必要があります。補助金の交付決定後は、補助金の増額は認められません。

補助対象者及び対象住宅

- 同一住宅及び同一人につき1回のみ助成を行います。
(平成25年度から令和3年度までにこの補助を受けた住宅及び人は受けられません。)
- 申請者本人・同居者・所有者が町税等の滞納がないこと。
- 必ず工事前に相談・申請してください。着工後では補助は受けられません。

補助対象工事

- 既存の自己所有住宅の修繕・補修などの対象経費10万円以上の住宅改善工事。
- 扶桑町内に本社を有する法人又は個人の施工業者を利用して行う工事であること。
- 助成対象期間令和5年2月28日(火)までに工事が完成し、完了実績報告書が提出できること。

補助のタイプは3種類

住宅改善工事

工事例

屋根のふき替え工事

天井の修繕工事

照明器具の取替工事 (LED化)

クロス・障子・畳・ふすま・カーテンの取替工事

床の修繕工事

外壁の張替工事

塗装工事

網入ガラスへの取替工事

防犯ライト設置工事

- 電気設備の修繕工事
- 火災報知器の設置工事
- 防犯カメラの設置工事
- 手すりの設置工事
- 浴室暖房機の設置工事

A

対象経費の10%、上限10万円を補助

環境にやさしい住宅改善工事

B

遮熱塗装工事

高効率給湯器の設置工事

高断熱浴槽の設置工事

断熱性能を高める工事

- 屋根
- 天井
- 外壁
- 窓
- ドア
- 床

省エネエアコンへの取替工事

節水型トイレの設置工事

A

対象経費の20%、上限20万円を補助

住宅改善工事

たす **A**

扶桑町補助事業推進工事

- 介護保険法第45条及び第57条による住宅改修費給付
- 扶桑町住宅改善費助成事業実施要綱
- 扶桑町地域生活支援事業実施要綱
- 扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱 (HEMS、蓄電池、太陽光発電+HEMS+蓄電池 若しくはZEH)
- 扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- 扶桑町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

A
たす
B

対象経費の20%、上限20万円を補助

裏面もご覧ください。

次の経費は対象となりません

- ア) 新築及び増築費用
- イ) 車庫及び外構に要する費用
- ウ) 埋設物の新設又は改修費用
- エ) 土地購入代金
- オ) 工事用機械、工具等の購入に関する費用
- カ) 広告看板等の設置費用
- キ) 法人所有の建物や公営住宅、賃貸住宅
- ク) 申請前に着手した工事
- ケ) 施工者の所有する住宅の改修工事
- コ) 暴力団に利する行為となる工事

申請時の提出書類について

補助を受けようとする場合は、工事着手前に下記の書類を提出してください。

○補助金交付申請書（様式第1）

※申請書類は事前相談のときに産業環境課にてお渡しします。

○計画書（案内図、平面図、工事箇所が分かる図面等）

○工事見積書

○建物登記事項証明書又はそれに代わるもの

（固定資産税・都市計画税課税明細書、評価証明書）

○工事を行う住宅等の現状及び工事施工予定箇所の写真

○調査同意書（様式第2）

○環境にやさしい工事の場合は住宅の機能向上が明らかになる書類

○扶桑町補助事業と同時にを行う工事の場合は補助決定通知書の写しを添付（見積書は扶桑町補助事業推進工事費以外の工事部分を提出ください。）

環境にやさしい住宅改善工事は以下のもので、同時に行った付随工事も対象となります

◎ **節水型トイレの設置**

タンク6.5l以下の節水Ⅱ形大便器の設置

※ JIS A 5207及びJIS A 5207改正原案（平成22年11月12日公告）に規定する「節水Ⅱ形大便器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できるトイレ

◎ **高断熱浴槽の設置**

湯温降下は、4時間で2.5℃以内である浴槽の設置

※ JIS A 5532又はJIS A 5532改正原案（平成22年11月12日公告）に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有する浴槽

◎ **窓の断熱性能を高める工事**

以下のいずれかの建具の種類又はその組合せによる施工

ア) 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの

イ) 一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの

※ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格A1420-1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとします

※住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針による工事

◎ **屋根、若しくは天井、外壁、床の断熱性能を高める工事**

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針による工事

◎ **ドアの断熱性能を高める工事**

次のいずれかの仕様で併用できるガラスの熱貫流率が4.00以下のもの

ア) 扉がフラッシュ構造

イ) 扉が木製

ウ) 扉が金属製熱遮断構造パネル

※住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針による工事

◎ **熱効率の良い給湯器の設置工事**

以下のいずれかの給湯器の設置

ア) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器への取替

CO₂冷媒を使用するものであること

日本工業規格JIS C 9220に基づく年間給湯効率又は年間給湯保温効率が2.7相当以上であること

未使用品であること

イ) 潜熱回収型給湯器への取替

潜熱を回収するための熱交換機を備えていること

給湯熱効率が90%以上であること

未使用品であること

◎ **遮熱塗装工事**

JIS試験法近赤外領域における日射反射率50%以上の塗料を使用

◎ **省エネエアコンへの取替工事（新設は不可）**

既設エアコンの取り替えで、以下のいずれかの性能を有するエアコンであること

ア) 家庭用の直吹き形で壁掛け形のものについては目標年度2010年度省エネ基準達成率が114%以上であること

イ) 上記以外の家庭用のものについては目標年度2012年度省エネ基準達成率が114%以上であること。

事務の主な流れ

